

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会

**緊急事態宣言を踏まえた学校園生活における新型コロナウイルス感染症の感染予防
について (令和3年(2021年)1月13日時点)**

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

保護者の皆さまにおかれましては、園児児童生徒（以下「児童等」という。）への、マスクの着用や日々の検温をはじめとする健康観察など、ご家庭における感染予防にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、1月13日に発令された緊急事態宣言を踏まえ、本市の市立幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（以下「学校園」という。）においては、警戒度をこれまでより一段階高めて、感染予防対策の更なる徹底を図ることとします。学校園における準備期間や保護者への周知期間を考慮し、令和3年（2021年）1月20日（水）から運用を開始します。

つきましては、学校園での感染予防についてお知らせするとともに、マスク等の着用や健康状態の把握、日々の検温をはじめとする、家庭におけるさらなる感染予防対策の徹底について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 健康観察カードの徹底

引き続き、毎朝、体温計を使用して、児童等の体温を測定し、健康観察カードに体温と健康状況をご記入ください。健康観察カードは、毎日、登校園時に持参させてください。

2 咳エチケットの徹底（マスク等の着用等）

登校園時には、家を出るときからマスク等を着用させるようお願いします。なお、体育の授業中のほか、身体的距離が十分に確保されている場合は、マスク等を外すことがあります。

この場合であっても、大声での会話は避けるなど、適切に対応します。

また、清潔なハンカチ、ティッシュとマスク等を外して置く場合のビニール袋や布等を持たせてください。

3 児童等に発熱等の風邪症状がある場合

① 発熱（平温より高い場合）などの平常と異なる体調の場合は、学校園における感染リスクを下げるため、自宅で休養してください。この場合、必ず、始業時までには学校園へご連絡ください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

② 学校園で発熱した場合や、体調異常を確認した場合は、原則として下校させます。その場合、学校園から保護者に連絡いたしますので、児童等を迎えに来ていただくようお願いいたします。

③ 児童等に発熱等、風邪症状がある場合は、必ず医療機関を受診していただくようお願いいたします。

4 児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合（新規）

児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合は、児童等は学校園への登校園は控えていただき、自宅での健康観察をお願いします。この場合であっても欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

5 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が発生した場合の取扱い

以下の場合、学校園へ連絡のうえ、医療機関又は保健所から指定された期間は学校園をお休みください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

- ① 児童等及び同居する家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ② 児童等及び同居する家族が濃厚接触者に指定された場合
- ③ 児童等及び同居する家族が発熱等によりPCR検査又は抗原検査等を受けた場合

【連絡先】

○平日の午前8時30分～午後5時00分・・・・・・ 在籍する学校園

○上記以外の時間帯（早朝、夜間、休日）・・・・・・ **090-9282-7009**

(新型コロナウイルス感染症緊急連絡先)

6 重篤化のリスクの高い児童等への対応について

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解をご確認いただき、学校園と相談してください。欠席される場合は、欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

7 学校園における教育活動

- ① 現段階では通常登校とします。ただし、本市の感染状況に応じて、分散登校等の措置を講じる場合がありますが、その場合は改めてお知らせします。
- ② 近距離での実習、実験、共同制作等の教育活動は控えます。
- ③ 屋内における近距離での合唱、リコーダー、鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏は控えます。
- ④ 体育・保健体育は、可能な限り屋外で活動し、屋内で活動する場合は呼吸が激しくなる活動は控えます。また、可能な限りマスクを着用します。
- ⑤ 給食では前後の手洗いを徹底するなど、感染予防対策を徹底します。
- ⑥ 授業参観、オープンスクール等は緊急事態宣言が解除されるまで実施を控えます。生活発表会は緊急事態宣言が発令されている期間以後に延期します。校内における芸術鑑賞等は、感染予防対策を徹底して実施します。
- ⑦ 修学旅行や校外学習については、緊急事態宣言が発令されている期間については実施せず、中止または延期とします。
- ⑧ その他、警戒度を高めた感染予防対策を講じた上で教育活動を継続します。

8 部活動（中学校）

中学校における部活動は、十分な感染予防対策を講じた上で実施します。なお、緊急事態宣言が発令されている期間については、原則、対外試合、合宿は行わないこととします。

9 お問い合わせ先

宝塚市教育委員会 学事課（電話0797-77-2366（直通））

※早朝、夜間、休日・・・・090-9282-7009